

平成17年（行ウ）第157号，第184号ないし第191号

原 告 [REDACTED] ほか8名

被 告 国

第 1 準 備 書 面

平成17年11月18日

東京地方裁判所民事第38部合B1係 御中



被告指定代理人 石 川 さ お り

小 山 博 実

泉 本 良 二

清 水 真 琴

山 門 由 美

被告は、本準備書面において、国籍立法の政策全体からみた法3条1項の準正要件の合理性について従来の主張をふえんし、法の立法政策全体において法3条1項の準正要件による区別が非嫡出子に対して不当な結果をもたらすものではないことを明らかにする。

また、原告らの2005年（平成17年）9月21日付け準備書面1（以下「原告準備書面(1)」という。）における主張に対し、必要な限度で反論する。

なお、略称等は本書面で新たに用いるものを除き、従前の例による。

第1 準正要件は法の立法政策全体からみて合理性が認められること

1 日本人父・外国人母間の非嫡出子の国籍取得に係る立法政策の位置づけ

法は、国籍取得の態様として、出生による取得、届出による取得、申請に対する法務大臣の許可による取得（帰化）という3つの類型を設け、それぞれにつき国籍取得要件を定めている。これらの国籍取得要件を満たすことによって個人が取得する国籍は、当然のことながら、すべて同一の日本国民たる地位であり、国籍取得要件ごとに国籍としての性質に相違があるわけではない。原告らは、「国籍法は日本人父から生後認知を受けたにとどまる非嫡出子を国籍取得の機会から一律に排除している」（原告準備書面(1)11ページ）と主張するが、答弁書18、19ページにおいて述べたとおり、法は、法3条1項に準正要件を設ける一方で、日本人父・外国人母の間の非嫡出子については法8条1号の簡易帰化による国籍取得の途を開いている。

すなわち、法は、これらの非嫡出子について、原告らがいうように「国籍取得の機会から一律に排除」する立法政策を採用しているわけではなく、上記3つの類型のうちで個別に法務大臣の判断を要する類型に位置づける立法政策を採用しているにすぎないのである。

2 法の定める国籍取得の態様

(1) 出生による国籍取得

法が定める国籍取得の態様の3類型のうち、法2条1、2号の出生に

よる取得は、子の出生時に日本人の父又は母と法律上の親子関係があることをもって、我が国と密接な関係があるとして国籍を付与したものであり、単なる人間の生物学的出自を絶対視するものではないことについては、答弁書12ないし13ページにおいて、昭和59年改正に係る立法担当者の見解及び最高裁判所平成14年11月22日第二小法廷判決（以下「最高裁平成14年判決」という。）を引用して述べたとおりである。

なお、出生により国籍取得が認められる場合としては、他に法2条3号の場合があるが、これは、子の出生による国籍の取得について血統主義を貫く場合に生ずる無国籍の防止のため、血統主義の補則として生地主義を採用した規定であり（江川英文ほか「国籍法〔第三版〕」77ページ）、「父母の国籍によって子の国籍の取得を認めるという原則を貫くと、右のような子は無国籍となってしまうので、できる限り無国籍者の発生を防止するため、日本で生まれた右のような子に日本国籍の取得を認めたものである」（最高裁平成7年1月27日第二小法廷判決・民集49巻1号56ページ）。

(2) 届出による国籍取得

ア 他方、昭和59年改正で創設された届出による国籍取得制度は、答弁書13ページのとおりに、血統主義の補完あるいは実質的な日本国籍の再取得（回復）の見地から、ある者が我が国と特別な関係にある場合に、その者が日本国籍の取得を欲するならば、届出のみによって簡易に日本国籍を取得することを認めたものであり、法3条1項に規定する準正による国籍取得のほか、これに該当するものとしては次のものが挙げられる。

(ア) 国籍不保留者の国籍取得

出生により外国の国籍を取得した日本国民で、日本国外で生まれた者は、一定の期間内に国籍留保の届出をしない場合、出生時にさかのぼって日本国籍を失うが（法12条、昭和25年法9条）、2

0歳未満の者は、日本に住所を有するときは、届出によって日本国籍を再取得する（法17条1項、昭和59年改正法附則4条）。

(イ) 官報催告による国籍喪失者の国籍取得

法15条2項に定める官報掲載による催告により日本国籍を喪失した重国籍者は、無国籍であるか、届出による日本国籍の取得によってその外国国籍を失うこととなる時（法5条1項5号）は、届出によって日本国籍を再取得する（法17条2項）。官報掲載による催告は、官報掲載日の翌日、本人に到達したものと擬制されるものの、実際上は当該重国籍者は催告内容を了知していないのが通常であると考えられることによるものである（細川清ほか「外事法・国籍法」311ページ）。

(ロ) 昭和59年改正法附則による国籍取得

日本国民である母の子で、昭和59年改正法施行前に出生した者は、①昭和40年1月1日から昭和59年12月31日までに生まれた者であること、②日本国民であったことがないこと、③子の出生時に母が日本国民であったこと、④母が現に日本国民であること、又はその死亡時に日本国民であったこと、の要件を満たす場合には、その施行の日から原則として3年間、届出によって日本国籍を取得する（昭和59年改正法附則5条）。

また、これにより日本国籍を取得した者の子が、①日本国民であったことがなく、②その日本国籍を取得した者が養親又は出生後に認知した者でないときも同様である（昭和59年改正法附則6条）。

イ 以上の要件自体から明らかなとおり、法が届出による国籍取得を認める場合は、それぞれ所定の要件によって客観的・類型的に、血統主義の補完ないし国籍の回復という観点から国籍取得を認めるにふさわしい我が国との結び付きが認められる場合ということができる。

(3) 帰化による国籍取得

そして、法は、以上に述べた場合を除いては、すべて国籍取得の可否

を法務大臣の個別的判断にゆだねる帰化によるものと位置づける立法政策を採用しているところである。

3 法3条1項の準正要件が法の立法政策全体からみて合理的であること

以上のとおり、法は、我が国との結び付きに着目した血統主義に基づき、法2条1、2号において出生による国籍取得を定めるとともに、この血統主義の補完ないし国籍の回復という観点から客観的・類型的に国籍取得にふさわしい我が国との結び付きが認められる場合に、届出による国籍取得を認め、その他の場合については、無国籍者の発生防止のための法2条3号の場合以外、すべて国籍取得の可否を法務大臣の個別的判断にゆだねる立法政策を採用している。

そして、日本人父の子の準正子については、父母の婚姻が子の出生の後であるという点で法2条1、2号により日本国籍を取得する嫡出子と異なるにすぎず、血統主義の補完という観点から客観的・類型的に国籍取得にふさわしい結び付きが認められるのに対し、単に日本人父の非嫡出子であるというだけで、直ちに客観的・類型的に国籍取得にふさわしい我が国との結び付きが認められるわけでないことは、答弁書15ないし19ページで述べたとおりである。

すなわち、父母が婚姻していない場合の父子関係の態様は様々であって、日本人父と子が面識すら有していないことも少なくなく、子が専ら外国人母の監護養育の下で生育し、我が国との結び付きが希薄な場合もまれではない。法律婚尊重主義を採る我が国の基本的な法政策からすれば、そのような場合にまで一律に日本国籍を付与すべきといえないことは明らかであろう。

そうすると、法3条1項に準正要件を設けることにより、日本人父の非嫡出子については個別に法務大臣の判断を要する類型に位置づけた法の立法政策が、法の立法政策全体からみて不合理であるとか、立法裁量を逸脱するということができないことは明らかである。

日本人父から生後認知を受ければ、届出による国籍取得を認めるべきと

する原告らの主張（原告準備書面(1)15ページ）は、身分関係を通じた我が国との結び付きに着目するという我が国の血統主義の基本的立場を無視したものといわざるを得ない。

4 日本人父・外国人母間の非嫡出子を法8条1号の簡易帰化制度の対象とした立法政策にも不合理な点はないこと

他方、法3条1項の準正要件が日本人父の非嫡出子について有する意義は、以上に述べてきたとおり、届出による国籍取得を認めず、国籍取得の可否につき法務大臣の個別的判断を必要としたという点に尽きるのであり、その個別的判断をどのような要件の下で行うかは、本来、帰化条件の適否ないし当否の問題であって、法3条1項固有の問題ではないのであるが、念のため述べれば、日本人父・外国人母間の非嫡出子を、法8条1号の簡易帰化制度の対象とした点でも法の立法政策に不合理な点はない。

すなわち、帰化の一般的な条件は、①引き続き5年以上日本に住所を有すること（法5条1項1号（住所条件））、②20歳以上で本国法によって行為能力を有すること（同2号（能力条件））、③素行が善良であること（同3号（素行条件））、④自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によって生計を営むことができること（同4号（生計条件））、⑤国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと（同5号（重国籍防止条件））、⑥日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと（同6号（憲法遵守条件））と定められている。これに対し、法8条1号は、日本国民の子（養子を除く。）で日本に住所を有する外国人については、法5条1項1号、2号及び4号の条件を備えないときでも、帰化を許可することができるとし、法5条に規定する一般的な帰化条件のうち、素行条件、重国籍防止条件及び憲法遵守条件を具備すれば足りるものとしているのである。

そして、簡易帰化の申請者が幼少である場合には、帰化条件のうち素行

条件及び憲法遵守条件に抵触する可能性は極めて低いと考えられる。また、重国籍防止条件については、法5条2項において「法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第5号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる。」と定められていることから、日本人の子の場合には、その者の本国法によれば日本への帰化によって当該本国の国籍を失わない場合であっても、帰化できるのである。

なお、最近の帰化許可申請者数及び帰化許可者数、不許可者数は、乙第3号証のとおりであり、過去9年間に於ける帰化許可申請者数全体に占める不許可者数の割合はわずか0.89パーセントである。法8条1号による簡易帰化許可申請者数等についての統計はないが、同号による簡易帰化の場合は、上記のとおり帰化の条件が大幅に緩和されていることからすれば、その不許可率は上記不許可率より更に低くなることが容易に推察されるところである。

5 小 括

以上のとおり、法は、日本国籍の取得について、出生時に日本人との親子関係により我が国との密接な結合関係が確定している者については生来的取得、準正等によって国籍取得を認めるにふさわしい我が国との密接な結合関係が客観的・類型的に明らかである者については届出による取得を認め、その余は法2条3号を除き、すべて法務大臣の個別的判断にゆだねるとともに、その個別的判断についても、準正子でない非嫡出子については一般の外国人より条件が緩やかな簡易帰化による取得を認め、親子関係に基づく我が国との結合関係の程度に着目して段階的に差異を設けたものである。

そして、上記のとおり日本人父の子については、帰化の条件が相当緩和されていることをも考慮すれば、法の立法政策全体において法3条1項の準正要件による区別が非嫡出子に対して不当な結果をもたらすものではない。

いことは明らかである。

第2 原告らの主張に対する反論

1 国籍立法に関する立法裁量についての原告らの主張の誤り

- (1) 原告らは、「国籍の得喪に関する要件を定めるに当たって立法府に特別に広範な裁量権が認められているとの被告の主張は憲法上の根拠を有しない。」「国籍法制定における立法裁量の範囲が特に広範であるとする被告の主張は、最高裁判例にも添わない独自の見解であって採り得ない」などと主張する（原告準備書面(1)2, 3ページ）。
- (2) しかしながら、最高裁平成14年判決は、「憲法14条に違反するかどうかは、その区別が合理的な根拠に基づくものということができるかどうかによって判断すべきである」と述べているところ、区別の合理性を判断するに当たっては、その区別が問題となる立法の性質を考慮しなければならないことは当然である。この点は、最高裁平成14年判決において、「憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定している。これは、国籍は国家の構成員の資格であり、元来、何人が自国の国籍を有する国民であるかを決定することは、国家の固有の権限に属するものであり、国籍の得喪に関する要件をどのように定めるかは、それぞれの国の歴史的事情、伝統、環境等の要因によって左右されるところが大きいところから、日本国籍の得喪に関する要件をどのように定めるかを法律にゆだねる趣旨であると解される。」と判示されているとおりである。
- (3) かかる国籍立法の性質に照らせば、答弁書9ページで述べたとおり、国籍の取得に関する法律の要件における区別について、憲法14条1項違反の問題を生じ得る場合は極めて限定されることになるのであって、原告らの上記批判には理由がないことが明らかである。

2 法の採る血統主義についての原告らの理解の誤り

- (1) 法が血統主義の内容として自国民の家族関係への包摂を要求していな

いとの主張の誤り

ア 原告らは、「法は血統主義の内容として、自国民の家族関係への包摂（＝生活の同一性）を要求していない。」「被告は血統主義に基づく出生による国籍取得の根拠を、日本人を含む家族関係への包摂（すなわち生活の同一性）に求めている。しかしながら、旧国籍法以来の日本の国籍取得に関する法制を見ても、法はこのような立場に立っていない。」（原告準備書面(1)7ページ）などと主張する。

イ しかしながら、答弁書12ないし13ページで述べたとおり、法の採用する血統主義は、単なる生物学的要素を絶対視するものではなく、親子関係により我が国との密接な結合が生ずる場合に国籍を付与するという基本的立場に立つものである。このことは、昭和59年改正時における国会審議や立法担当者の解説等から明らかであり、最高裁平成14年判決も認めているところである。

ウ 原告らは、上記最高裁平成14年判決も被告の主張を採用していないと主張し、その根拠として、同判決が、浮動性の防止の要請から認知の遡及効を否定することの合理性の点のみに言及しているとか、「生来的な国籍の取得」と繰り返し判示しているなどと主張する（原告準備書面(1)12, 13ページ）。

しかしながら、最高裁平成14年判決は、「国籍法2条1号は、日本国籍の生来的な取得について父母両系血統主義を採用したものであるが、単なる人間の生物学的出自を示す血統を絶対視するものではなく、子の出生時に日本人の父又は母と法律上の親子関係があることをもって我が国と密接な関係があるとして国籍を付与しようとするものである。」と判示し、法2条1号が採用している父母両系血統主義について、単なる人間の生物学的出自を示す血統を絶対視するものではなく、子の出生時に日本人の父又は母と法律上の親子関係があることをもって我が国と密接な関係があるとして国籍を付与しようとするものであることを明確に判示している。そして、最高裁平成14年判決

が、「生来的な国籍の取得」について判示しているのは、同判決が国籍の生来的取得の要件を定めた法2条1号の合憲性について判断したものであるからにすぎない。

エ また、原告らは、非嫡出子であっても、日本人父から胎児認知されていれば、出生により日本国籍を取得することからしても、我が国との密接な結合関係を問題とする被告の主張は誤っていると批判する（原告準備書面(1)7, 8ページ）。

答弁書19, 20ページで述べたとおり、法2条は、国籍の安定性の要請から、出生時点において日本国民との間に法律上の親子関係が生じている者について、生来的に国籍取得を認めたものであるが、その類型である胎児認知は、懐妊中の子が自分の子であることについて確信があり、その上で、子の出生を待っていたのでは間に合わないような緊急事態の場合や、子の出生を待つまでもなく自分の子であることを認める必要がある等何らかの事情がある場合にされるものであり、保護要件として子の母の承諾を得ることが求められている（民法783条1項）。

これに対し、生後認知では、日本人父は、子の母の承諾を得ることなく認知することができ、一方、子又はその直系卑属等の請求により裁判で認知を強制されることもあり得る。

このように、胎児認知と生後認知では、一般的に父子関係の結合の度合いが異なるのであって（大阪高裁平成10年9月25日判決参照）、胎児認知された日本人父の非嫡出子に国籍取得を認めることは、我が国との密接な結び付きを有する場合に国籍取得を認めるという法の趣旨と何ら矛盾するものではない。

オ 原告らは、旧国籍法において、補充的に母子関係からの日本国籍の取得が認められる場合において、「日本人母が胎児認知をしていなければ子は日本国籍を取得しないとされていた」（原告準備書面(1)3, 4ページ）、「もし仮に上記昭和37年最高裁判決が存在しなかった

としたら、日本人母と子の間にいかに緊密な結合関係・生活関係があったとしても、胎児認知をしていない限り子は日本国籍を取得できない。」(原告準備書面(1)8ページ)などと主張して、このことから法が親子関係を介した自国民との密接な結合関係を要求していないとするもののようである。

しかしながら、国籍実務上は、旧国籍法施行当時から、非嫡出子の母が事実上明らかであって、しかも子の出生時に母が日本人である以上、旧国籍法3条の規定により母の認知を待たず非嫡出子はその出生当時において当然に日本人たる分限を取得するとされていた(大正11年6月6日付け民事第2104号民事局長回答)。

また、昭和25年法施行後、最高裁判所昭和37年4月27日第二小法廷判決(民集16巻7号1247ページ)が示される前においても、非嫡出子について母子関係も認知によって生ずるとするならば、当該子が無国籍となるおそれがあることから、国籍法の立場からいって、非嫡出子の母子関係は分娩の事実によって当然に生ずるものと解されてきたのである(平賀健太・国籍法(下)230, 231ページ, 田代有嗣・国籍法逐条解説90ページ)。

したがって、原告らの上記主張は、前提を欠き、失当である。

カ さらに、原告らが根拠とする旧国籍法の立場についていえば、答弁書11ページで述べたとおり、国籍立法の基礎となるべき諸事情は時の経過に伴って変化し、国籍取得の要件をどのように定めるかも時代の要請に応じて異なるのであるから、旧国籍法において認知による国籍の伝来的取得が認められていたからといって、法が、親子関係を介して自国民の家族関係に包摂されることにより生ずる密接な結合を要求していないということにはならない。

キ 以上のとおり、法が血統主義の内容として自国民の家族関係への包摂を要求していないとの原告らの主張は根拠がない。

(2) 包摂ないし密接な結合関係の具体的内容についての理解の誤り

ア 原告らは、「改正国籍法・戸籍法の解説」（法務省民事局内法務研究会編）８ページの「元来、血統主義が立法政策として合理性を有する所以は、自国民の子は、通常自国民の家族に包摂されることによって、実質上自国民の社会の構成員になるので、自国の構成員とするのに適当であるとの価値評価が可能だからである。」との記載を引用した上、「包摂」の具体的内容は、「日本人を含む家族との法的関係の存在を意味するのではなく、日本人を含む家族との「生活の同一性」「生活の一体化」すなわち同居し扶養を受ける生活状態を意味する」ものであり、「したがって、被告の主張は、表現を変えれば、「日本国民の子は、通常は日本国民の家族として日本国民の家族と生活の同一性を得る」ことによって日本国民の血統が認められ日本国籍の取得を認めるに値する、という内容になる。」（原告準備書面(1) 6 ページ）と主張する。

イ しかしながら、被告は、日本人と同居し扶養を受ける生活状態がある場合に国籍を付与するなど主張したことはなく、原告らの上記主張は、独自の解釈により被告の主張を曲解するものである。

前記第１でも述べたとおり、法は、国籍取得の態様として、出生による取得、届出による取得、申請に対する法務大臣の許可による取得という３つの類型を設け、国籍取得を認めるにふさわしい我が国との結び付きがあるか否かを客観的・類型的に判断することとしたものであり、個々のケースにおいて、日本人と同居し扶養を受ける生活状態にあるかを判断することとしたものではないのである。

ウ なお、原告らは、出産後、日本人母が新生児を置き去りにして産院から立ち去ったとしても、子は日本国籍を取得できることから、母子の結合関係が密接であることが国籍取得の根拠とはならないと主張するが（原告準備書面(1) 8 ページ）、前述のとおり、国籍取得が認められる要件は、あくまで客観的・類型的に判断されるものであり、上記のような希有な事例を持ち出して主張すること自体、原告らの国籍取

得制度に対する理解の欠落を示すものである。

このことは、「いったん準正が成立すれば、その後（例えばわずか1か月で）離婚をしても準正性は失われず」、離婚後であっても届出による国籍取得が認められるのであるから、「このことは法が生活の同一性を要求していないことを示唆」しているとの主張（原告準備書面(1)13ページ）についても同様である。

(3) 法3条1項の立法趣旨についての理解の誤り

なお、原告らは、法3条1項の立法趣旨に関し、被告が、「父母両系血統主義のもとで日本人母の子は嫡出又は非嫡出を問わず必ず日本国籍を取得するのに対し、日本人父の婚外子は胎児認知をされた場合を除き日本国籍を取得できないことの不均衡を是正すべき必要性を指摘し、また子が生まれてから婚姻の届出をすることも少なくないことも考慮すべきである」と主張していると整理する（原告準備書面(1)5ページ）。

しかしながら、同所で引用されている答弁書14ないし15ページにかけての記載を読めば明らかなとおり、被告は、「日本人母の子は嫡出又は非嫡出を問わず必ず日本国籍を取得するのに対し、日本人父の婚外子は胎児認知をされた場合を除き（生来的に）日本国籍を取得できないこと」自体を是正を要する不均衡として指摘しているのではなく、これに伴い、実質的には我が国と同等の密接な結合関係を有するであろう「父母の婚姻が子の出生の前である」者と「後である」者に大きな差異が生じてしまうことを取り上げ、これを是正すべき不均衡として指摘しているのである。

「日本人母の子は嫡出又は非嫡出を問わず必ず日本国籍を取得するのに対し、日本人父の婚外子は胎児認知をされた場合を除き（生来的に）日本国籍を取得できないこと」自体は、法2条1号の問題であって、最高裁平成14年判決において憲法に違反するものではないとの判断がされており、原告らの整理は正確を欠くものである。

3 準正子と非嫡出子との区別に合理性はないとの原告らの主張の誤り

(1) 原告らは、「法は子の嫡出性の有無を以て国籍取得の可否の要件とはしていない。法2条1号は「父または母」と規定しており、父母の婚姻を要件とはしていない」（原告準備書面(1)9ページ）などと主張する。

しかしながら、法2条1号は、答弁書19、20ページでも述べたとおり、国籍の安定性の要請という観点から、その出生時点において日本国民との間に法律上の親子関係が生じている者について生来的に国籍を認めるとしたものであるのに対し、法3条1項は、準正子と、出生時に日本国民の嫡出子である子との均衡を図ることを目的として創設された制度であるから、その立法趣旨からして、準正を国籍取得の要件とすることは当然の帰結である。

法2条1号により日本国籍を取得する非嫡出子との対比をもって、法3条1項が準正を要件としていることが不合理であるとする原告らの主張は、法3条1項が昭和59年改正で創設された経緯を正解していないものであり、失当である。

(2) なお、原告らは、「嫡出・非嫡出の区別が国籍取得の可否を分ける分水嶺となったことは国籍法の歴史上一度もなかった」（原告準備書面(1)9ページ）、「非嫡出子の故に日本国籍を取得できないとすることは、嫡出子に比して明らかに不利益な取扱いである」（原告準備書面(1)10ページ）などと主張するが、繰り返し述べているとおり、法は、日本人父の非嫡出子について、国籍の取得を一切認めないわけではなく、前記第1、4で述べたとおり、日本人父の非嫡出子については、我が国との結び付きが希薄な場合もあることから、一律に日本国籍を付与することはせず、法務大臣の判断により、国籍取得にふさわしい我が国との結び付きが認められるかを個別に判断することとしたものである。

このように、我が国との結び付きの度合いに応じて国籍取得の方法に段階的に差異を設けるという立法政策を採ることは、例えば民法900条4号ただし書と同様に、法律婚の尊重と非嫡出子の保護との調整を図った合理的なものである。したがって、法が日本人父から認知を受けた

非嫡出子の立場をまったく考慮していないかのごとき原告らの上記主張は失当である。

4 事実上の不都合、不平等についての原告らの主張の誤り

- (1) 原告らは、「認知は裁判によって子から父に求めることが可能であるが、もう一つの要件である両親の婚姻は、子の立場から強制することはできない。すなわち子にとっては日本国籍取得の可否が本人以外の他人の意思によって左右される」(原告準備書面(1)13ページ)と主張する。

しかしながら、前記第1で述べたとおり、法は、出生時に日本人との親子関係により我が国との密接な結合関係が確定している者については生来的取得、準正等によって国籍取得を認めるにふさわしい密接な結合関係が客観的・類型的に明らかである者については届出による取得を認め、その余は法2条3号を除き、すべて法務大臣の個別的判断にゆだねるとともに、その個別的判断についても、準正子でない非嫡出子については一般の外国人より条件が緩やかな簡易帰化による取得を認め、親子関係に基づく我が国との結合関係の程度に着目して段階的に差異を設けたものである。

かかる法全体の立法政策の下では、国籍取得を認めるにふさわしい密接な結合関係が客観的・類型的に認められない者について、個別的判断を要せずに、子の自由な意思により国籍取得を認めないとしてもやむを得ない。

子が強制的に国籍を取得することができないことをもって不都合・不平等であるとする原告らの主張は、上記のような法全体の立法政策を否定するに等しく、到底受け入れられるものではない。

- (2) また、原告らは、「準正の成立要件は認知と両親の婚姻であり、いずれも単なる届出のみで成立する。したがって実際に家族としての生活の一体性があるか否かという実態判断なく日本国籍を付与することになる。」などと主張し、準正は成立していないが、日本人父と同居等する非嫡出子との間での不平等を問題とする(原告準備書面(1)13ページ)。

しかしながら、法3条1項は、父母の婚姻が子の出生の後であるという点で法2条1、2号により日本国籍を取得する嫡出子と異なる者につき、血統主義の補完という観点から、客観的、類型的に国籍取得にふさわしい結び付きが認められるとして、届出による国籍取得を認めたものである。届出という簡易な方法による以上、その基準は、客観的、類型的なものでなければならず、個別具体的な事情を検討することを予定するものではない。

- (3) 原告らは、原告らの本国法であるフィリピン法において離婚制度が存在しないため、フィリピン人男性と婚姻中のフィリピン人女性がその後日本人男との間に子をもうけても、その子が準正子の地位を得ることは法的に不可能であり、その不都合は著しいと主張する（原告準備書面(1)13、14ページ）。

しかしながら、フィリピンの法制において離婚が認められていないからといって、それをもって日本国籍を取得できないことの不都合の理由とするのは、本末転倒である。我が国は、我が国の国民の範囲を、国籍法によって規定しているのであって、フィリピン国の法制との整合性を図る必要はなく、原告らの主張は、失当である。

- (4) 原告らは、生後認知を受けた一人目の子は日本国籍がなく、胎児認知を受けた二人目の子は日本国籍を取得できるのはアンバランスである旨主張する（原告準備書面(1)14ページ）。

しかしながら、原告らが生来的な国籍取得の要件を知らなかったからといって法3条1項を違憲とする根拠とはなり得ないことは当然である。

5 結 語

以上のとおり、原告らの主張は、いずれも、日本人父と外国人母との間の非嫡出子の国籍取得に係る我が国の立法政策を理解しないものであり、失当である。